

高齢者と住環境

その人らしく自立した生活のために

I 住まいに対する高齢者の意識調査

- 要介護状態になった時どこに住みたいか
- ①自分が生活してきた場所に住み続けたい
- ②同じ場所に住み続け、近所づきあいを大切にしたい
- ③たとえ寝たきりになっても、自宅で暮らしたい
 - ⇒ 住まいを基本とした地域社会との交流
 - ⇒ 生活の継続性が重要
 - 施設から住宅への流れ



Ⅱ 住まいとは

- 人類の最初の建造物は住まいであった



マルタ島の先史時代の
巨石文明の遺跡



建築から200年たっている
現存する日本最古の住宅
佐賀県富士町

1 住まいは

「個人のライフスタイルの基盤」である

- 住まいは、基本的な自分の「居場所」であり、ライフスタイルの基盤である。
 - ⇒ 生活の継続性における「住まいー我が家」の重要性
- 身体能力の低下
 - ⇒ コントロールできる生活空間が狭まり、自室に限定される
- 特養の4人部屋では、自分のベットのみがコントロールできる空間となる。
- プライバシーの問題
 - ⇒ 「引きこもり」と「交流」

2 住まいは 「日常生活動作を行う場」である

- 睡眠、食事、排泄、入浴、移動、整容等のADLの他に、調理、掃除、洗濯等のIADLが行われる。
⇒ 機能的で自立性が高められる住まいであることが求められる。

3 住まいは 「家族との交わりの場」である

- 「家族一家庭」の入れる容器が住まいである。
⇒ 孤独や疎外感がなく、社会や家族の一員であることを自覚することができる住まいであることが求められる。

4 住まいは 「安心・安定・安住の場」である

- 屋内気候、採光、照明、音等の点で、生理的な欲求を満たし、健康を維持できる生活の場であること。
- 特養の4人部屋における居室環境の問題
- 自然災害、火災、事故防止、小動物などの対策がなされて、日常生活に支障なく、安全で衛生的な環境整備がなされていること。

Ⅲ 高齢者にとって 安全・快適で自立を促す住まいの条件

- ①「生活の継続性」を最優先課題とし、本人の「生活の技法」にのっとった住環境を整備する。
- ②プライバシーを尊重し「引きこもり」と「交流」(社会や家族との)が適切にもてるようにする。
- ③ADL、IADLに合った機能的な環境整備をする。
- ④感覚機能や下肢機能の低下による事故予防のために、バリアフリー(注1)を考慮して整備する。
- ⑤衛生環境の整備(掃除や片づけのしやすさ、部屋の温度、風通し、換気、採光)

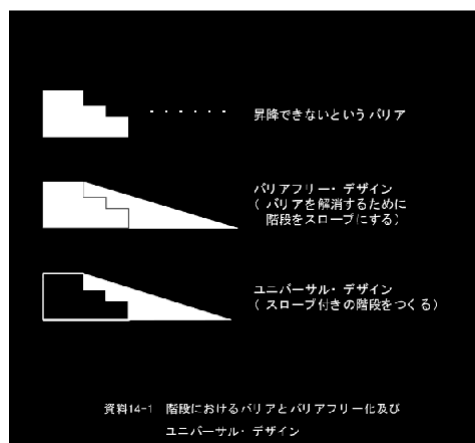
Ⅲ 高齢者にとって 安全・快適で自立を促す住まいの条件

- ⑥安全対策(地震→家具の転倒、火災)
- ⑦医師、ケアマネージャー、理学療法士、作業療法士、保健婦、建築士などの専門家と協議の上、最善の方法を導き出す。
- ⑧介護保険制度や市町村の一般行政サービスにおける住宅改修や福祉用具、住宅改造資金貸し付け制度等を積極的に活用する。
- ⑨将来的な加齢とADLの低下を見越した改修計画を立てる。
- ⑩施設においては、仲間づくりがしやすい環境を配慮する。

Ⅳ バリアフリーとユニバーサルデザイン

- バリアフリー(BF)
バリア＝障害を取り除くこと
段差を無くしたり廊下の幅を広げたりする
- ユニバーサルデザイン(UD)、
ユニバーサル＝普遍的な・一般的なという意味
性別や年齢、ハンディの有無に関わらず、すべての人にとって安全で快適、使いやすいこと

IV バリアフリーとユニバーサルデザイン



1 バリアフリーとユニバーサルデザイン

- BFは「事後の対策」
考え方の違い
高齢者や障害者などが生活する上での障害を取り除くことが目的
- UDは「事前の対策」
当初からバリアのないものを造ることをあたり前にした考え方で、結果的に高齢者や障害者はもとよりお子さんや健常者にとっても使いやすいものとなる

2 ユニバーサルデザインと公共性

- 公共性とは

- ①公的な(official)

国家が法や政策等を通じて、国民に対して行う活動

- ②共通の(common)

共通の利益・財産、規範、関心事

- ③開かれている(open)

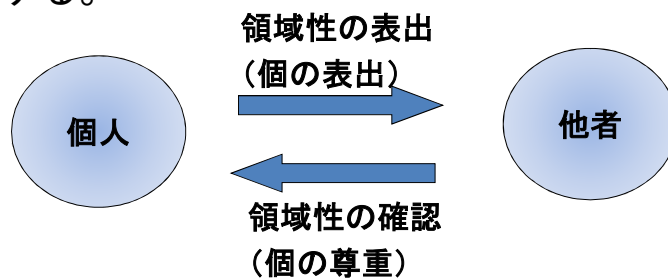
誰もがアクセスすることを拒まれない空間や情報

3 ユニバーサルデザインの7原則

- 1 誰にでも公平に利用出来ること
- 2 使う上での自由度が高いこと
- 3 使い方が簡単で直感的にわかること
- 4 必要な情報がすぐに理解できること
- 5 失敗や危険につながらないデザインであること
- 6 無理な姿勢をとらなくても、また弱い力でも楽に使えること
- 7 アクセスしやすいスペースと大きさが確保されていること

V 住まいとプライバシー

- ・個人の日常生活行動は、自己を拡大していかこうとする方向(他者への自己表明)と自己を守ろうとする方向(引きこもり)を必要とする。



V 住まいとプライバシー

- ①行為のプライバシー
- ②ライフスタイルのプライバシー
- ③プライバシーとアイデンティティ
- ④思想とプライバシー
- ⑤プライバシーと社会性
- ⑥プライバシーと全制的施設

V 住まいとプライバシー ①

- 行為のプライバシー
 - ・個人には、入浴、更衣、睡眠、セックス、排泄など
‘の自己の身辺行為においてプライバシーが保証されるべきである。
 - ・行為のプライバシーは壁やドアにより境界を分離することによって守られるべきである。
 - ・自分の特定の一面を他人から守りたいと思うのは、人間として当然のことである。誰でも、他人に見せているイメージだけが自分のすべてではないからである。

V 住まいとプライバシー ②

- ライフスタイルのプライバシー
 - ・個人の日常生活のスタイルは、これまでの人生において積み上げてきた習慣と選好と活動の産物である。
 - ・食事をする時間、衣服の着方、睡眠していたい時間は私たちの一部である。
 - ・その生活パターンは個々人に独自の秩序と親密感を与えてくれるものである。
 - ・個人の日常生活のリズムやパターンは、自分の好きなことをやる自由という『無形の質(intangible quality)』である。

V 住まいとプライバシー ③

- プライバシーとアイデンティティ
 - ・ 人間は社会的に二面性をもった存在であり、集団の一員としての帰属意識と集団に対する自分独自の個別性を表現しようとする。
 - ・ この特性は、住まいにおいては、自分の歴史的な連続性を確認できる私物で飾るという行為によって表現される。
 - ・ 私たちは、自分の『なわばり』を主張することによって自分のテリトリー(領域)を確保しようとする。
 - ・ 『なわばり』が確保されなければ、個人は『侵害されている』と感じる。
⇒無気力、諦め、依存状態で、自分の内面(テリトリー)に引きこもり、そこから出ることができなくなる。

V 住まいとプライバシー ④

- 思想とプライバシー
 - ・ 人間は精神的な存在である。個人には、熟考、反省、計画、及び目標設定のためにプライバシーが必要とされる。
 - ・ プライバシーは私たちが、人格的な成長、社会における自己の使命の洞察、アイデンティティ自覚を獲得するために大切な条件である。
 - ・ しかし、そこに個人の意志に関係なく飛びこんでくる情報、心を混乱させる騒音、活動、および邪魔立てが侵入してくれば、個人は精神的な方向感覚を失い、引きこもるといふかたちでしか自分を守ることができないようになる。

V 住まいとプライバシー ⑤

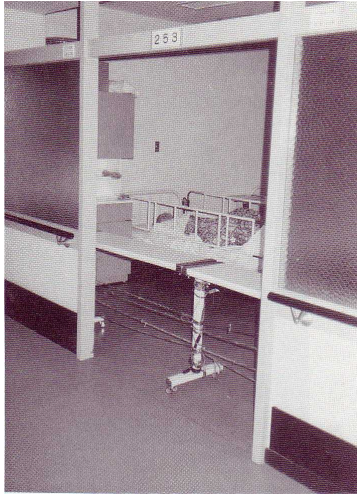
- ・ プライバシーと社会性
 - ・ プライバシーの対極、社会性とがある。
 - ・ 私たちの時間は、ひとりでいる時間と友人と付き合う時間や仕事の時間などによって成り立ち、活動と引きこもりとの軸によって組み立てられている。
 - ・ プライベートな活動とソーシャルな活動は、自発的に行われるときには強まるが、外部の力によって強制される時には弱まり、苦痛なものになってしまう。

V 住まいとプライバシー ⑥

- ・ プライバシーと全制的施設
 - ・ 全制的施設とは、個人のプライバシーとアイデンティティーの土台を掘り崩すものである。
 - ・ 私物の持ち込み禁止や大幅な制限、強制的な一斉就寝・起床、及び共用の衛生設備は、個人の威厳を屈服させるものである。
 - ・ 唯一与えられたテリトリーとして自分のヘットが残されているようであるが、実際にはそれは、同室者の声や音、匂い、視線によって常に侵害されている、そこには自分のテリトリーもなければ、他人から離れていられるプライベートな空間もない。
 - ・ このような施設収容者が安全に引きこもることのできる唯一の世界は自分の心と想像の世界だけである。

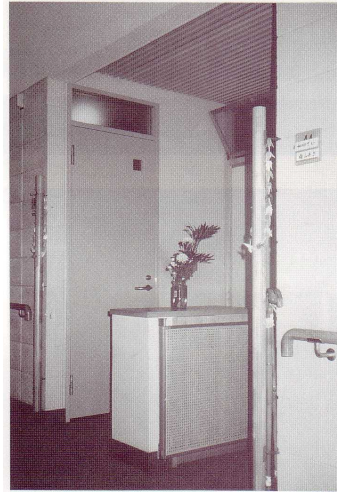
居室出入口の違い

多床室



- オーバーテーブルでつくったバリケードはプライバシーを要求する非言語的メッセージである

個室



- 出入口のドアに加え、玄関を設定することで個人の領域を形成している。両サイドにはトイレと洗面所がある。

VI プライバシーとアイデンティティの視点から見た住まい

- 地域と全制的施設の落差
 - ①空間の落差
 - ②時間の落差
 - ③規則の落差
 - ④言葉の落差
 - ⑤最大の落差

地域と全制的施設の落差 ①

・空間の落差

- ①日常生活空間からかけ離れた巨大なスケールの空間 ⇒ 脅威的 ⇒ 萎縮
- ②繰り返しや回廊式の平面パターン
⇒ 記憶障害がなくても見当識障害になる
- ③和風でも洋風でもない施設風の独特なデザイン
+ 指示的で管理的な職員
⇒ 「ここは学校ですか？」
- ④他人の視線から解放されない
⇒ ひとりの空間、ひとりの時間がない

地域と全制的施設の落差 ②

・時間の落差

- ①15時間の絶食
4時30分夕食～8時朝食
※介護保険制度は、6時以前の夕食にペナルティーを課す
- ②日中の入浴
普通の日常生活では昼間から入浴するのは温泉旅行に行ったときぐらい
- ③各駅停車と新幹線
知覚運動能力が低下している高齢者と業務に追われる介護職員の落差

地域と全制的施設の落差 ③

- 規則の落差

- 自己判断の放棄

入居に際して持ち込むことができる私物の規則、生活時間や行動範囲に関する規則、外出や外泊に関する規則、金銭管理に係わる規則・・・等々多岐にわたる規則は、自分の好きなことをやる自由という『無形の質(intangible quality)』

の断念を迫る。

⇒ 諦め、無気力、生命力の萎縮

地域と全制的施設の落差 ④

- 言葉の落差

①孫のような職員から指示的(○○してください)、命令的(だめですよ)、教育的(こうやるんですよ)に話される。

②自分の意思の係わらず、名前やニックネームで呼ばれる。

地域と全制的施設の落差 ⑤

- 最大の落差・・・役割の喪失
 - ・一方的に与えられ続ける関係の苦痛
 - ・誰かの役に立つことでの「感動」は大きい
 - ・現在の高齢者は、休みなく働き、与え続けた世代
 - ⇒ 与えられるだけの生活から生きる意欲や意味を実感することは難しい

VII プライバシーと建築デザイン

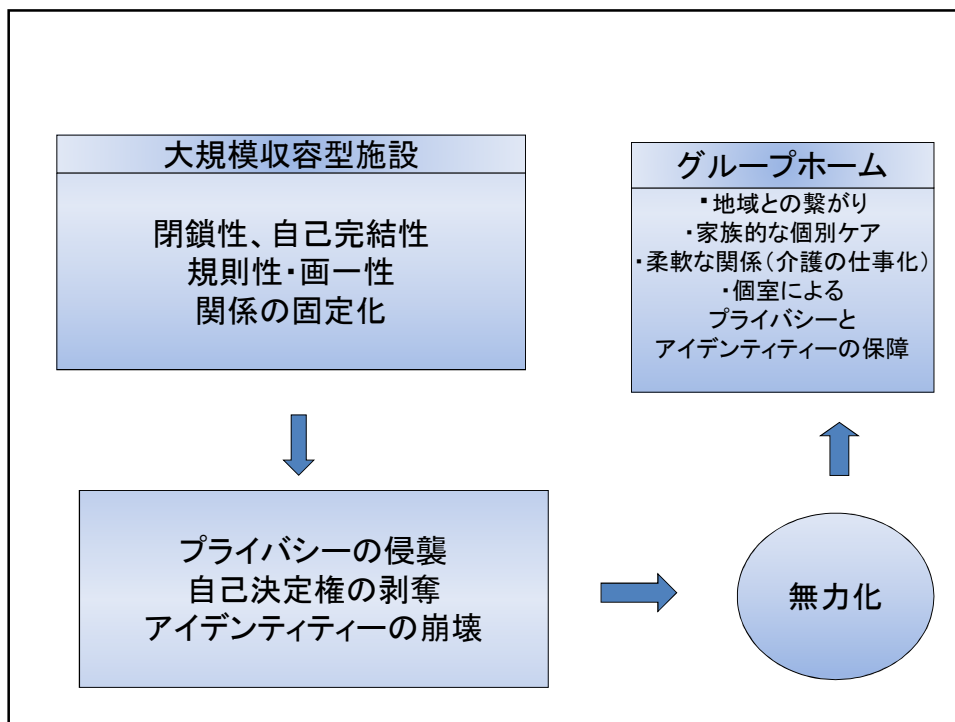
- 施設は、質の高い建築デザインと生活プログラムが組合わされることによって、その多くの『全制的施設』の性格を払拭することができる。
- そのポイントは、プライベートエリアとパブリックエリアを段階的に設定し、個人のテリトリー(領域性)や個別性をもった住まいを創出することが基本となる。

高齢者と住環境－2

入所施設における居住空間の作り方

I 基本的な視点は「生活の場」

- 個人にとっての大規模全制的施設
 - ・脅威となる巨大さ
 - ・複雑で異質な空間構成
 - ・画一的な時間の流れ
 - ・膠着したルールと施設内常識
- ⇒ 不安 ⇒ 依存 ⇒ 諦め ⇒ 無気力



Ⅱ 段階的空間構成の必要性

- 典型的な大規模施設の空間構成
「居室(多床室)」がドアもないまいきなり廊下(公共空間)に面している
- ユニットケアにおける空間構成
「居室(個室)」を核として、「生活単位」、「介護単位」、「管理単位」を段階的に構成している

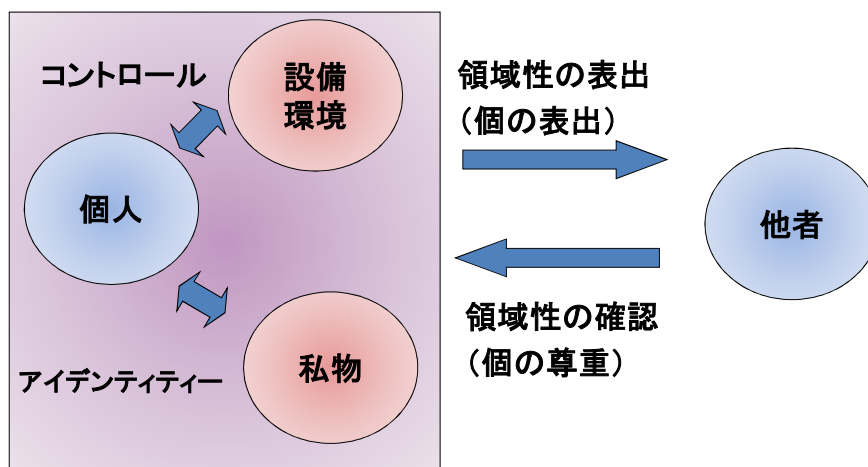
Ⅲ－１ 居住空間を構成する領域の定義

| | | |
|---------------|--------------------------|-----------------|
| プライベート・ゾーン | 入所者の私物を持ち込み管理する領域 | 居室(個室) |
| セミ・プライベート・ゾーン | プライベート・ゾーン周辺の入所者に利用される領域 | リビング、談話室 |
| セミ・パブリック・ゾーン | 目的を持った集団的行為が行われる領域 | 食堂、リハビリ室、クラブ作業室 |
| パブリック・ゾーン | 入所者と外部社会の双方に開かれた領域 | 玄関前ロビー、廊下等 |

Ⅲ－２－段階的空間構成①

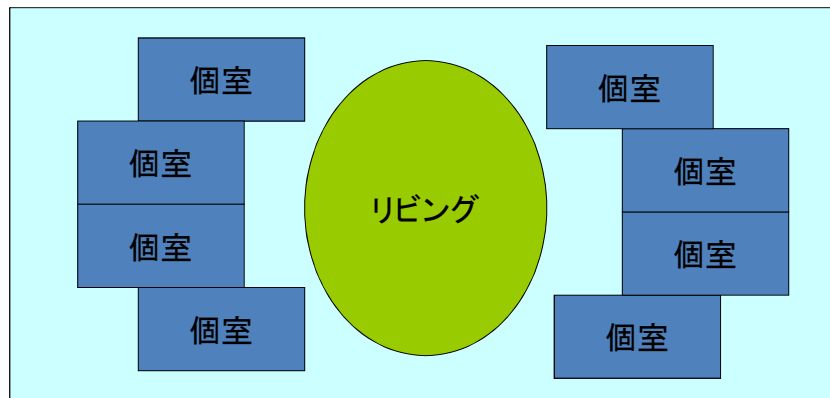
居室

居室空間 = 個室



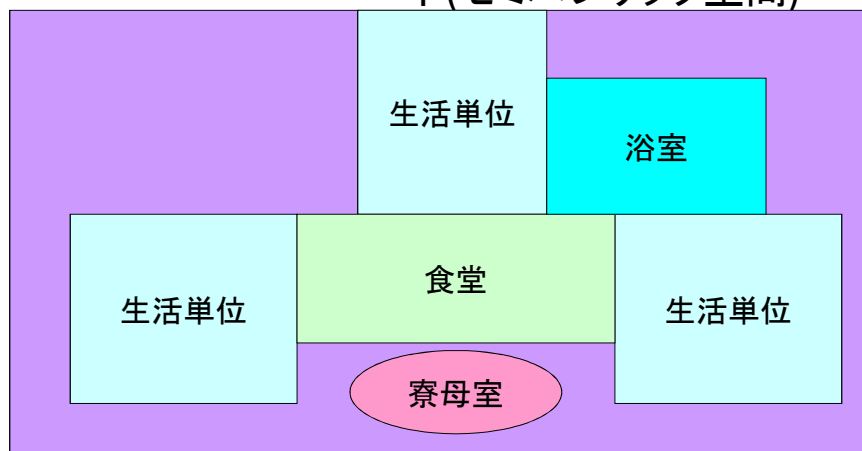
Ⅲ－２－段階的空間構成②
生活単位

- 生活単位 = 個室 × (8～10室)
+ セミ・プライベート・ゾーン



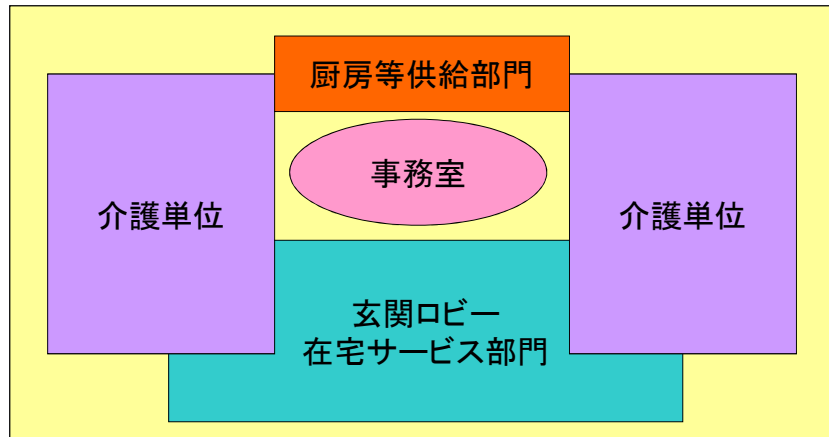
Ⅲ－２－段階的空間構成③
介護単位

- 介護単位 = (生活単位) × (3～4)
+ (セミパブリック空間)

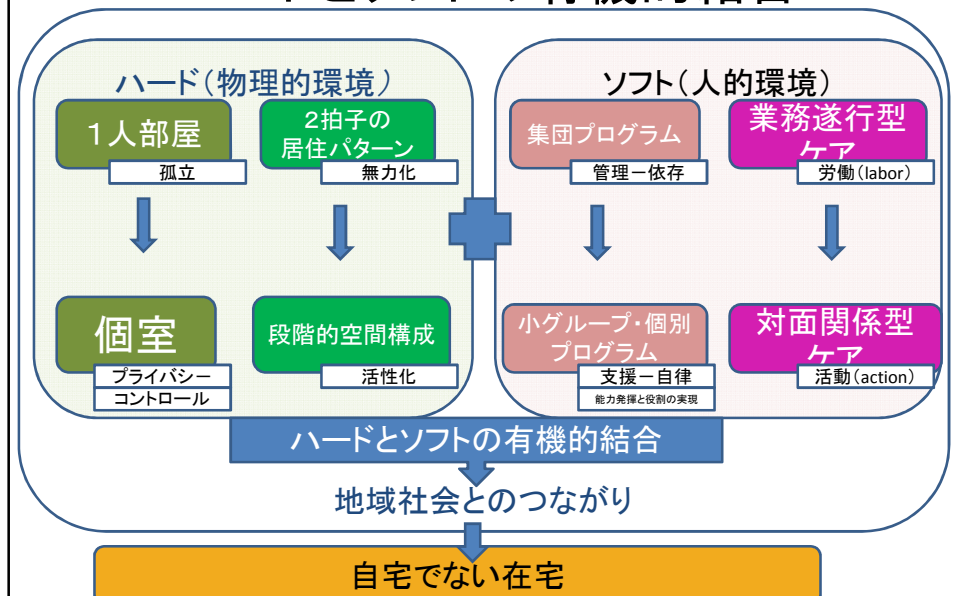


Ⅲ-2-段階的空間構成④ 管理単位

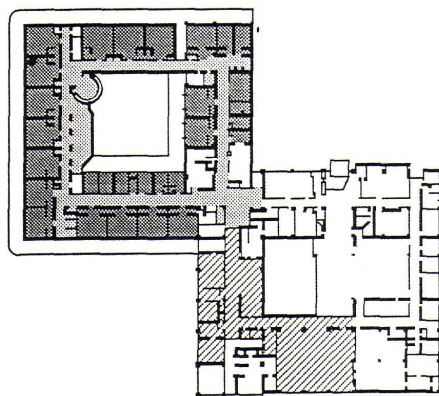
- 管理単位=(介護単位)×(2)
+ (パブリック空間)



ユニットケアにおける ハードとソフトの有機的結合



IV 段階的空間構成事例1

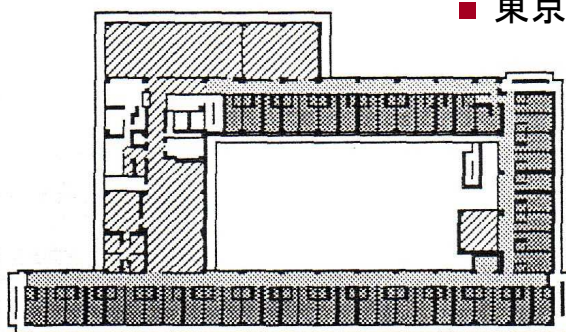


• 聖母の園



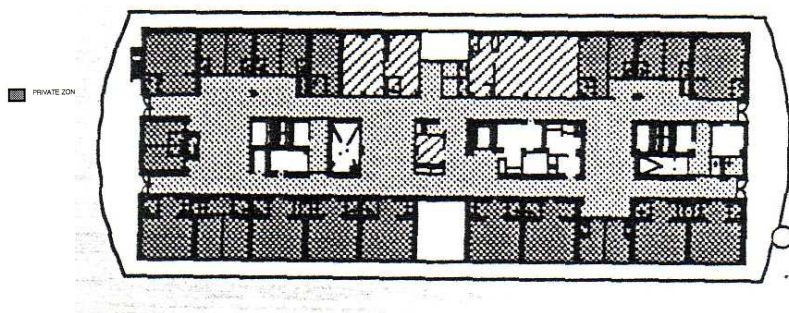
IV 段階的空間構成事例2

■ 東京老人ホーム



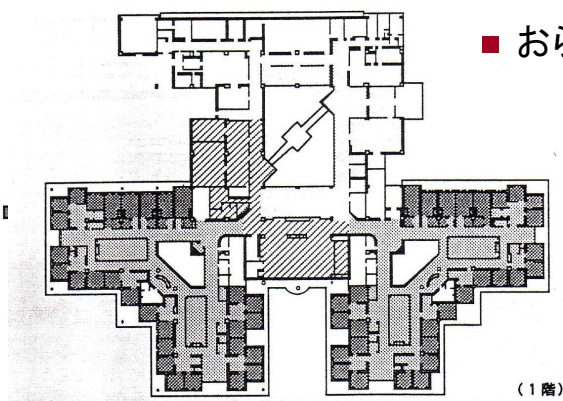
IV 段階的空間構成事例3

■ あさひ苑



IV 段階的空間構成事例4

■ おらはうす宇奈月



V 介護単位と介護職員のストレスに関する研究 東京都老人総合研究所

どちらがストレス低い？

- 大規模施設 ↔ 小規模施設
- 介護単位大 ↔ 介護単位小
- リーダーシップ高 ↔ リーダーシップ低
- 痴呆専用棟 ↔ 混合棟
- 利用者本位 ↔ 提供者本意
- 職員の裁量権高 ↔ 裁量権低

参考文献

- 矢富直美他「特別養護老人ホーム介護職員のストレスに対する管理者のリーダーシップと施設規模の影響」
老年社会科学 1995. 16(2):pp164-171
- 矢富直井他「特別養護老人ホームの痴呆専用ユニットにおけるストレス」
老年社会科学 1995. 17(1): pp30-39
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会「特別養護老人ホームの個室化に関する研究報告書」1996
- 井上由起子「高齢者居住施設における入居者の個人的領域形成に関する考察」
横浜国立大学大学院修士論文 1996
- 外山義「自宅でない在宅－高齢者の生活空間論－」
医学書院 2003
- 外山義「個室・ユニットケアで介護が変わる」
中央法規 2003